

運 営 規 程

平成 26年4月制定

社会福祉法人ひまわりの会

指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス事業所

グランひまわり

社会福祉法人ひまわりの会
指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス事業所
グランひまわり
運営規程

第1章 事業の目的等

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人ひまわりの会（以下「事業者」という。）が設置する障害福祉サービス事業所グランひまわり（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援・放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの円滑な運営を図るとともに、障害児及びその障害児に係る通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第 2 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名称 障害福祉サービス事業所グランひまわり
(2) 所在地 岡山県倉敷市玉島上成 342-1

(利用定員、主たる対象者)

第 3 条 事業者が事業所において提供する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの利用定員は、次のとおりとする。

指定児童発達支援・放課後等デイサービス 10名

2 事業者は、前項の利用定員を超えて指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでないものとする。

3 事業所において提供する指定児童発達支援の主たる対象者は重症心身障害児を除く就学前の障害児とし、指定放課後等デイサービスの主たる対象者は重症心身障害児を除く小学生の障害児とする。

第2章 運営の方針

(取扱方針)

第 4 条 事業所は、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、次のとおり適切なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

- (2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援・放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、教育機関、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第49号）に定める内容のほか、関係法令等を遵守し、指定児童発達支援・放課後等デイサービスを実施するものとする。

（提供拒否の禁止）

第 5条 事業者は、正当な理由なく指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を拒んではならないものとする。

（障害児の療育）

第 6条 事業者は、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の発達を踏まえて、心身その他の状況やその置かれている環境等に配慮し、その有する能力に応じて、個別や小集団により日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう訓練・指導を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

第 7条 事業者は、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

第 3 章 虐待防止のための措置

（人権の擁護及び虐待の早期発見及び防止のための措置）

第 8条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の早期発見と対応及び防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備・運営
- (2) 苦情解決体制の整備・運営
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待の事実を発見した際の関係機関への速やかな通報及び関係機関との連携による対象者への再発防止に向けた支援の実施
- (5) その他、障害児の人権の擁護、虐待防止等のために必要な措置並びに自治体が行う調査への協力

2 職員は、障害児に対し身体的苦痛や人格を辱める等の行為を行ってはならないものとする。

（身体拘束）

第 9条 事業者は、障害児の身体拘束を行わない。万一、障害児本人又は他の障害児等及び職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、利用者に状況を説明し、同意を受けた後、その条件と期間内において身体拘束等を行うことができるものとする。

第4章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第10条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤)

管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、事業所の職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上(常勤1人以上)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画（以下「児童発達支援・放課後等デイサービス計画」という。）の作成に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その障害児に係る市町村、教育、保健・医療・福祉サービスを提供する事業者への照会等により、その障害児の心身の状況、サービス等の利用状況を把握すること。

ウ 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児又はその家族に対し、相談に応じ、必要な支援を行うこと。

エ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 保育士・指導員 2人以上(うち常勤1人以上)

保育士・指導員は、児童発達支援・放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成等)

第11条 管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を行うものとする。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、障害児等に面接するものとする。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を障害児等に十分に説明し、理解を得るものとする。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質向上させるための課題、指定児童発達支援・放課後等デイサービスの具体的な内容、指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援・放課後等デイサービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供する指定児童発達支援・放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支

援・放課後等デイサービス計画の原案に位置づけるよう努めるものとする。

- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成に係る会議（障害児に対する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する児童発達支援・放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児等に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画を利用者に交付するものとする。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成後、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、児童発達支援・放課後等デイサービス計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に障害児等に面接する。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援・放課後等デイサービス計画の変更について準用する。

第5章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

- 第12条 事業所が提供する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日は、原則月曜日から土曜日とし、具体的には年間計画によって示すものとする。
 - (2) 営業時間は、9：00～15：30とする。

第6章 サービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額

（指定児童発達支援・放課後等デイサービスの内容）

- 第13条 事業所で行う指定児童発達支援・放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。
- (1) 基本的支援
 - ① 個別療育支援
 - ② 集団療育支援
 - ③ 日常生活習慣支援
 - ④ 健康管理支援
 - (2) 前号に掲げる支援等に附帯する相談支援等

(3) 送迎サービス

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

- 第14条 事業所は、法定代理受領を行う指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から指定児童発達支援・放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供した際は、利用者から当該指定児童発達支援・放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払いを受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援・放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- ア 調理実習等に要する材料代 1回 100円
イ おやつ代 1回 50円
ウ その他、利用者からの依頼に基づき提供するオプショナルサービスに要する費用・実費
- 4 事業所は、前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対して交付するものとする。
- 5 事業者は、第1項から第3項までの費用の額については、翌月10日までに合計利用料（月額利用料）請求書を利用者に送付するものとする。
- 6 利用者は、月額利用料を翌月20日までに、窓口でのお支払い・口座自動引き落とし・口座振込みのいずれかの方法にて支払うものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

- 第15条 事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に事業者が提供する指定児童発達支援・放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定障害児通所支援を受けた場合において、利用者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援・放課後等デイサービス及び当該他の指定障害児通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は、当該指定児童発達支援・放課後等デイサービス及び当該他の指定障害児通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害児通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

- 第16条 通常の事業の実施地域は、倉敷市・浅口市・里庄町・笠岡市・矢掛町及び総社市の全域とする。
- 2 希望者には送迎サービスを実施するが、倉敷市玉島地区の往復30分以内を送迎範囲の

上限とする。

第8章 サービス利用に当たっての留意事項

(利用契約)

第17条 事業所の利用は、児童福祉法に基づき利用者と事業者との契約によるものとする。

(規則の遵守)

第18条 障害児等は、この規程に定めるもののほか、管理者が定める規則を遵守するものとする。

(私物、危険物の取扱)

第19条 事業者は、自己や他の障害児等に危害や損害を与えることが予想される場合、障害児等から危険な物品を預かり、事業所で管理することができるものとする。

2 障害児等は、無断で火薬、薬品、油類その他の危険物を、事業所内に持ち込むことはできないものとする。

(禁止行為)

第20条 障害児等は、事業所内において次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 他人の生命や身体、財物に損害を与える行為
- (2) 喧嘩、口論等他人の迷惑になる行為
- (3) 指定された場所以外で、火気を使用すること及び喫煙
- (4) 事業所内の秩序、風紀を乱し、安全な生活を害する行為

(損害賠償)

第21条 障害児等が故意又は過失によって事業所や個人の財物を毀損又は亡失した場合、利用者は、損害を賠償するものとする。ただし、管理者は事情により、その賠償を減免することができるものとする。

第9章 緊急時等の対応、事故発生時の対応及び非常災害対策

(緊急時等における対応)

第22条 職員は、現に指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の健康状態が急変を生じた場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 事業所は、障害児に対する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を行うものとする。

3 事業者は、障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第24条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への連絡及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害等に備えるため、事業所において避難、救出その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、非常災害時における障害児等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ市町村、近隣住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力をを行うための体制の整備に努めるものとする。
- 4 事業所は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

第10章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第25条 事業所は、その提供した指定児童発達支援・放課後等デイサービスに関する障害児及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定児童発達支援・放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の21第1項の規定により、岡山県知事又は市町村長（以下「岡山県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は利用者その他の家族からの苦情に関して岡山県知事等が行う調査に協力するとともに、岡山県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(秘密保持)

第26条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 事業者は、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、他の事業所等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、障害児又はその家族から当該障害児に係る指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に関する記録の開示を求められた場合は、当該障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するものとする。

(勤務体制の確保)

第27条 事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、当該事業所の職員によって指定児童発達支援・放課後等デイサービスを提供するものとする。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでないものとする。
- 3 事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

- 第28条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業者は、障害児に対する指定児童発達支援・放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(サービスの質の確保)

- 第29条 事業者は、管理者を含む職員によりサービス自主評価を実施するとともに、評価で明らかになった課題の改善に努める。

(その他)

- 第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(改 正)

- 第31条 この規程の改正は、法人理事会の議決により行う。ただし、法令等の改正による運営規程の変更について適宜理事会に諮ることが困難な場合、語句の訂正及び加筆等の簡易な場合に限り、直近の理事会に報告し事後承認を得るものとする。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成25年6月1日から改正・施行する。

この規程は平成26年4月1日から改正・施行する。